



一般廃棄物再生利用業指定証

吉運第 32 号
令和 5 年 6 月 23 日

住 所 徳島県吉野川市鴨島町牛島 3 1 2 0 番地
鎌田産業 株式会社
氏 名 代表取締役 鎌田 敏弘 様

吉野川市長 原井 敬



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条第 2 号及び第 2 条の 3 第 2 号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	令和 5 年 7 月 5 日
指 定 番 号	第 30 号
事業の範囲	事業の種類 再生活用・再生輸送
	取り扱う一般廃棄物の種類 ・吉野川市の道路、河川、一般家庭などから排出される枝葉、刈草、伐採木、家具類、梱包材などの木質系一般廃棄物
再生利用の目的	木質くずなどを利用可能なものに再生し、資源の有効利用を行う。 ・ボイラー用燃料 ・パルプ用原料 ・堆肥 ・ボード用原料
指 定 期 間	令和 5 年 7 月 5 日から令和 7 年 7 月 4 日まで
指 定 条 件	吉野川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱第 3 条の規定に適合していること。

指定証の更新及び変更の状況

平成 23 年 7 月 5 日	新規
平成 25 年 7 月 5 日	更新
平成 27 年 7 月 5 日	更新
平成 29 年 7 月 5 日	更新
令和 元年 7 月 5 日	更新
令和 3 年 7 月 5 日	更新
令和 5 年 7 月 5 日	更新